

令和 6 年

第 8 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月）

伊勢原市農業委員会

第8回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月28日（月）午前10時12分から10時55分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 10名
1 梶 政博 6 田中 真紀子
2 重田 千秋 7 麻生 伸一
3 古屋 幸男 8 越水 一雄
4 今井 恵美子 9 大木 克美
5 田中 光男 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 10名（その他、農地利用最適化推進委員12名出席）
- 5 欠席委員数 0名
- 6 署名委員 今井 恵美子
田中 光男
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者
田中 則行
服部 孝喜
片山 淳二
岡部 拓弥
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議内容 （開会 午前10時12分）

[事務局] 在任定数10名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。

[議長] 只今より第8回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告5件、議案4件となっております。

[議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
内訳は、比々多地区で3件、成瀬地区で2件の届出を受理しています。
なお、第三者への斡旋について1件の希望がありました。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。

高部屋地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

なお、報告第2号の1については、集合住宅として転用を行うものです。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。

伊勢原地区で3件、成瀬地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1と2、4については一般個人住宅として転用を行い、報告第3号の3については、道路に転用されたものです。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、比々多地区で1件の証明願いがありました。

報告第4号の1について、対象農地は、田中に5筆、伊勢原四丁目に2筆の合計7筆、面積は4, 016平方メートルです。

10月3日に事務局にて現地調査を行い、果樹栽培がなされている事を確認しています。

10月9日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

続きまして、報告第4号の2について、対象農地は、串橋に4筆、笠窪に3筆の合計7筆、面積は3, 584平方メートルです。

10月10日に事務局で現地調査を行い、露地野菜等が栽培されている事を確認しています。

10月15日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業と一体に行う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回2件の届出がありました。

報告第5号の1については、神奈川県平塚土木事務所からの届出で、公共工事の工事用通路兼管理用通路に使用するため、三ノ宮字上尾根山の2筆の一部、合計面積1, 166平方メートルのうち170平方メートルを転用する届出です。

工事期間は、令和6年11月中旬着手から令和7年1月31日です。

続きまして、報告第5号の2については、伊勢原市下水道整備課からの届出で、場所は岡崎字前田の2筆の一部、合計面積1837平方メートルのうちの1, 014.60平方メートルを雨水幹線整備工事において、仮設用道路と施工ヤードとして農地を借りて一時転用する届出です。

工事期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までです。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に議案に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要となります。今回、成瀬地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は下糟屋字下中澤の8筆、面積は3, 205平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

10月23日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯で畑が約120アールで露地野菜、田が約30アールで水稻を栽培し経営しています。農作業は譲受人と妻及び譲受人の経営する会社の従業員等が従事しています。

申請地に関しては令和4年頃から譲受人に貸しており、双方の意向がまとまったため、今回の申請に至りました。

現地調査の結果、申請地以外の経営農地について水稻の稲刈り跡等を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

また、農機具は、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなど栽培に必要と思われる機械類があるのを確認しており、さらにトラクター２台の増車予定をヒアリングしております。

農地法第３条の３要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地は既に借入により、利用が図られており、自宅から車で２０分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

続けて「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人並びに妻は会社経営者並びに役員ですが、業務に必要な時間以外は農業に専従しており、農業経験も３年ほどあります。また、その他の労働力も１０名ほど確保しております。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。

[議 長] 議案第１号の１について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(成瀬地区) １０月２３日に譲受人立会いの下、現地確認しました。
すでに所有している農地についてもしっかりと耕作されていることを確認できました。問題ないものと考えます。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第１号の１について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第１号の１について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第１号の１については、「原案のとおり許可する」といたします。

[議 長] 議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 農地を自ら農地以外のものにする場合は、農業委員会に意見が求められます。今回、１件の申請がありました。

議案第２号の１について、申請地は上粕屋字一ノ郷北の１筆の一部、面積５２１平方メートルのうち３０４．１１平方メートルを貸車両置場として転用するもので、西と南は斜面に竹が生えた畑、北は墓地と宅地、東は道路となっています。

申請理由は、県央地区で建物解体工事・土木工事を行う会社から重機・車両の置場として使用したいとの要望があり土地所有者が農地を転用・整備して貸し出す車両置場の申請です。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、残された農地が30アール未満である場合に該当し、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地は砂利敷きで雨水は自然浸透させます。

計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例の適用はありません。

後日、県担当者にて現地調査の予定です。手続き終了後、県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 10月24日に地区担当委員にて現地確認しました。

(高部屋地区) この農地は、北は住宅、東は道路を挟んで福祉施設が立地、南から西は孟宗竹が生えた林になっている。あまり日当たりの良くない農地であると判断され、また、過去の建屋基礎が残っている。

このような状況であり整地により畑にすることは、現実的ではないと思われる。特段の支障はないものと考えます。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について、農業委員会に意見が求められます。今回、2件の申請がありました。

議案第3号の1について、譲受人は、土地区画整理組合から工事を受託した会社です。

譲受人は、令和3年11月19日付けで一時転用許可を受け令和6年11月30日まで仮設事務所として使用していますが、3年の期限を前に農地復元するところ、他に移転先を探しましたが、適地が無い場合工事継続のため再度一時転用の申請をするものです。

区画整理完成は令和9年なので、一時転用期間の3年間までに、事務所は撤去して適地に移転予定です。

申請地は、上粕屋字山王原の２筆の一部、面積２，７２９平方メートルのうち５２６．２４平方メートルを仮設現場事務所として使用します。権利関係は、賃貸借権設定です。

申請地の立地基準は、周辺は非農地で囲繞され、農地の広がり１０ヘクタール未満であることから「その他２種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準について周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。汚水は浄化槽処理し雨水と共に市道の側溝に接続します。期間終了時には、農地復元します。

なお、他に関係法令の手続きは特にありません。

後日、県担当者により現地調査の予定です。手続き終了後、県知事に副申します。

続きまして、議案第３号の２について、申請地は日向字東新田原の１筆の一部、面積は１，４８４平方メートルのうち２８０平方メートルで、北側は農地、南側は市道、西側は県道、東側は水路となっています。

譲受人は市内下糟屋の建設会社です。この会社は、県道工事を受注したことにより工事中の仮設資材置場として、一時的に使用するため一時転用を申請するものです。

申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がり１０ヘクタール以上であることから「第１種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、敷地は砂利敷きします。令和７年１月２０日の一時転用終了時には農地復元して譲受人に戻されます。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。

なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当しません、後日、県担当者により現地調査の予定です。手続き終了後、県知事に副申します。

[議長]

事務局の説明が終わりました。議案第３号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(高部屋地区)

１０月２４日に地区担当委員にて現地確認しました。

[議長]

この農地は、特段の支障はないものと考えます。
地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第３号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長]

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第３号の１について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第 3 号の 1 については、
「原案のとおり許可相当とする」こととします。
- [議 長] 議案第 3 号の 2 につきまして、
地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。
- [地区担当委員]
(高部屋地区) 10 月 24 日に地区担当委員にて現地確認しました。
この農地は、特段の問題はないものと考えます。
- [議 長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第
3 号の 2 について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。
- [議 長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第 3 号の 2 について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛
成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第 3 号の 2 については、「原案のとおり許可
相当とする」ことといたします。
- [議 長] 議案第 4 号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明を
お願いします。
- [事 務 局] 今回 2 件の証明願がありました。
議案第 4 号の 1 について、申請地は上粕屋字台の 1 筆、面積は 1 3 6
平方メートルです。
経過につきましては、昭和 5 0 年頃に自宅を増築して以来、現在に至
ります。
経過を証明する資料としては、平成 9 年の航空写真と平成 9 年の隣地
開発行爲の完了図書が提出されています。
申請地の東は畑、北と南と西は住宅に囲まれ地形で、特に周辺農地に
支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反
ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証
明の手続きとなりました。
申請地の立地基準は、農地の広がり 1 0 ヘクタール以上であること
から「第 1 種農地」と判断されます。非農地証明書においても立地基準
は適用されますが、1 種農地でも分家住宅は許可対象に含まれますので
証明発行可能の範囲です。
続きまして、議案第 4 号の 2 について、申請地は日向字洗水の 1 筆、
面積は 2 3 3 平方メートルです。
経過につきましては、昭和 5 3 年分家住宅の開発許可を受けて自宅を
新築し現在に至ります。
当時から南の畑は一体の土留め石を並べ一部に進入路と駐車場とし全
体を庭として管理していました。

経過を証明する資料としては、昭和58年の航空写真と昭和61年度の名寄帳が提出されています。

申請地の南は畑、北は宅地、東は道路、西は駐車場に囲まれ地形で、特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反ありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。事務局の説明が終わりました。議案第4号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[議長]

[地区担当委員]
(高部屋地区)

10月24日に地区担当委員にて現地確認しました。

隣接する農地との境界は、ブロックにより仕切られており、農地への土砂流入等の影響はないものと考えます。

永年この状態であることより判断すると、支障が無いものと判断しました。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長]

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号の1について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長]

挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり承認する」とします。

[議長]

議案第4号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(高部屋地区)

10月24日に地区担当委員にて現地確認しました。

現状、長く分家住宅として土地利用されており、周辺農地への影響もないため、支障が無いものと判断しました。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[議長]

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号の2について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長]

挙手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり承認する」とします。

[議長] すべての審議がおわりました。
以上を持ちまして、第8回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。
【10時55分 終了】